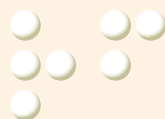
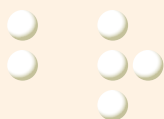


いちご一いちえ会とちぎ大会

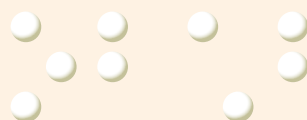
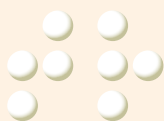
第22回 全国障害者スポーツ大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

開催基本計画

令和4(2022)年10月29日(土)~10月31日(月)



とちまるくん



いちご一いちえ会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

令和2(2020)年3月

目次

I 基本事項

1 開催基本方針	1
2 大会の名称・愛称・スローガン等	2
3 主催者	4
4 大会日程	5
5 実施競技及び競技運営主管団体	6
6 会場	7

II 準備運営計画

1 競技	
(1) 参加選手団規模	8
(2) 競技役員等の養成・編成	10
(3) 競技運営	12
(4) オープン競技	13
(5) 会場地設営等	13
2 式典	
(1) 開・閉会式	14
(2) 炬火	14
3 宿泊等	
(1) 宿泊	15
(2) 医事・衛生	16
4 輸送・交通等	
(1) 輸送	17
(2) 観光	17
5 県民運動	
(1) 基本目標	18
(2) 運動の進め方	18
(3) 児童生徒等の参加の促進	19
(4) ふれあい広場の設置	19
6 ボランティア	
(1) 大会運営ボランティア	20
(2) 情報支援スタッフ	21
(3) 選手団サポーター	22
7 広報・報道	
(1) 広報活動	23
(2) 大会の記録	23
(3) 報道取材	23
8 運営・調整	
(1) 安全確保	24
(2) 服飾	24
(3) 傷害保険等	24
(4) 大会メダル・参加章	24

参考資料

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)(一部抜粋)	25
全国障害者スポーツ大会開催基準要綱	26

I 基本事項

1 開催基本方針

「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」で開催される第22回全国障害者スポーツ大会は、東京パラリンピックのレガシーを受け継ぎ、スポーツを通じて障害に対する理解を深め、障害者の社会参加に寄与し、障害のある人もない人も共に生きる社会を目指すとともに、とちぎの元気を全国へ発信する大会を目指し、次の4つを基本方針とします。



思いやりの心を広げよう！

障害のある人もない人も、スポーツを通じて誰もが互いを尊重しながら、社会の担い手として活躍し、共に支え合いながら暮らし続けることができる共生社会をつくるために、思いやりの心をはぐくみ広げる大会にします。

感動を未来へつなげよう！

スポーツを通じてすべての人が可能性にチャレンジし、新たな感動と出会うとともに、みんなに勇気を与えることで、人も地域も輝くことができる大会にします。

とちぎの元気を届けよう！

とちぎの魅力・実力を国体と一体となってアピールするとともに、すべての県民が、とちぎの元気とおもてなしの心を全国に発信することで、日本中が元気になる大会にします。

スポーツの力を実感しよう！

障害のある人がスポーツの喜び、楽しさを享受するとともに、持てる力と技を出し切ることができるよう、指導者の養成や選手の育成など、競技力の向上を図るとともに、スポーツを通じて、障害の垣根を越えた仲間を増やすことができる大会にします。



2 大会の名称・愛称・スローガン等

全国障害者スポーツ大会は、障害者が競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障害者スポーツの祭典です。

令和4(2022)年の栃木県での開催が第22回大会となります。



(1) 大会の名称

第22回 全国障害者スポーツ大会

(2) 大会の愛称

いちごいちえとちぎ大会

「いちご」の生産量が半世紀にわたって日本一の栃木県。「いちご王国」で行われる大会に参加するすべての人々が、県民の心のこもった様々なおもてなしに出会い交流を深めることで新たな夢や感動が生まれることを目指します。

(3) スローガン(国体と共通)

夢を感動へ。感動を未来へ。

アスリート達が夢に向かって突き進む姿は、大会に参加するすべての人に感動を与えます。その感動をレガシーとして、未来の人づくり、地域づくりにつなげていきたいという願いがこめられています。



(4) 大会のシンボルマーク



●全国障害者スポーツ大会シンボルマーク

全国障害者スポーツ大会のシンボルマーク。21世紀の「21」をモチーフに、障害者の「走る」「跳ぶ」「泳ぐ」姿をデザイン。4つのカラーは「北海道(青=海)」「本州(緑=大地)」「四国(黄=光)」「九州(赤=太陽)」を表し、全国の障害者スポーツの交流の場として、人と人との交流、地域との連帯を深める全国障害者スポーツ大会の未来への飛躍をシンボライズしています。

(5) マスコットキャラクター



とちまるくん



3 主催者

主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、栃木県、開催地市及び関係団体とします。



【中央主催者】

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
文部科学省

【開催地主催者】

栃木県
宇都宮市
足利市
栃木市
佐野市
鹿沼市
小山市
真岡市
大田原市
那須塩原市
那須烏山市
一般財団法人栃木県身体障害者福祉会連合会
一般社団法人栃木県視覚障害者福祉協会
一般社団法人栃木県聴覚障害者協会
一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会
一般財団法人栃木県精神衛生協会
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会
特定非営利活動法人栃木県障害者スポーツ協会
栃木県障がい者スポーツ指導者協議会
栃木県特別支援学校長会
栃木県中学校教育研究会特別支援教育部会
公益財団法人栃木県体育協会



4 大会日程

大会日程は、選手が日頃の力を十分に発揮できるよう、また、大会関係者に負担をかけないよう、できるだけゆとりあるものとし、多くの方が参加できる大会を目指します。

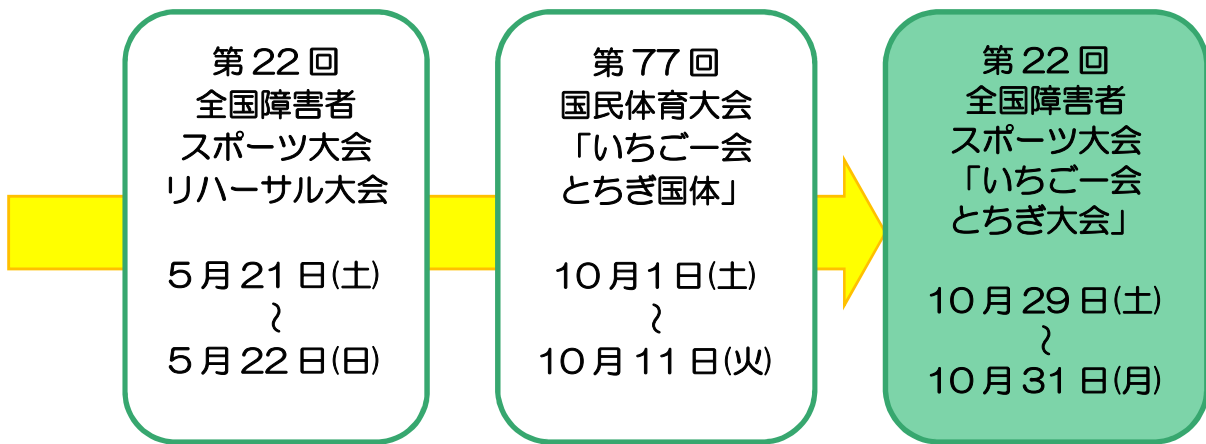


(1) 開催期日

【本大会】 令和 4 (2022)年 10 月 29 日(土)～31 日(月)

【リハーサル大会】 令和 4 (2022)年 5 月 21 日(土)～22 日(日)

令和 4 (2022) 年



(2) 大会日程

ゆとりある競技日程を目指し、大会関連の日程を次のとおりとします。

10月27日 (木)	10月28日 (金)	10月29日 (土)	10月30日 (日)	10月31日 (月)	11月1日 (火)
● 選手団来県	● 選手団来県 ● 監督会議 ● 全国代表者会議 ● 公式練習会	開会式	競技	閉会式	● 選手団離県
		オープン競技			



5 実施競技及び競技運営主管団体

実施競技は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」に基づき、個人競技及び団体競技あわせて14競技とします。

また、競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会等の協力のもとに、関係競技団体がそれぞれ主管します。



	競技名	区分	競技運営主管団体
個人競技（7競技）	陸上競技	身・知	一般財団法人栃木陸上競技協会
	水泳	身・知	栃木県水泳連盟
	アーチェリー	身	栃木県アーチェリー協会
	卓球 〔サウンドテーブルテニス(身)を含む。〕	身・知・精	栃木県卓球連盟
	フライングディスク	身・知	栃木県障害者フライングディスク協会
	ボウリング	知	栃木県ボウリング連盟
	ボッチャ	身	栃木県ボッチャ協会
団体競技（7競技）	バスケットボール	知	一般社団法人
	車いすバスケットボール	身	栃木県バスケットボール協会
	ソフトボール	知	栃木県ソフトボール協会
	グラウンドソフトボール	身	
	フットベースボール	知	
	バレーボール	身・知・精	栃木県バレーボール協会
	サッカー	知	公益社団法人栃木県サッカー協会

身：身体障害者が出場できる競技

知：知的障害者が出場できる競技

精：精神障害者が出場できる競技



6 会場

開・閉会式及び競技の会場は、円滑な式典・競技運営や宿泊等の利便性、選手の負担軽減等を考慮しながら、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」で使用される施設等を活用し、障害のある人に配慮した会場とします。



競技名等		会場	所在地	
開・閉会式		(仮称)総合スポーツゾーン 新スタジアム	宇都宮市	
個人競技 7 競技	陸上競技 (身・知)	(仮称)総合スポーツゾーン 新スタジアム	宇都宮市	
	水泳 (身・知)	(仮称)総合スポーツゾーン 新屋内水泳場	宇都宮市	
	アーチェリー (身)	那須烏山市緑地運動公園 多目的競技場	那須烏山市	
	卓球 (身・知・精) 〔サウンドテーブルテニス(身)を含む。〕	TKCいちごアリーナ (鹿沼総合体育館)	鹿沼市	
	フライングディスク (身・知)	栃木市総合運動公園 陸上競技場	栃木市	
	ボウリング (知)	足利スターレーン	足利市	
	ポッチャ (身)	にしなすの運動公園体育館	那須塩原市	
団体競技 7 競技	バスケットボール (知)	(仮称)総合スポーツゾーン 新体育館	宇都宮市	
	車いすバスケットボール (身)	栃木県立県南体育館	小山市	
	ソフトボール (知)	美原公園野球場 美原公園第2球場	大田原市	
	グランドソフトボール (身)	宇都宮市屋板運動場運動広場	宇都宮市	
	フットベースボール (知)	足利市総合運動場硬式野球場 足利市総合運動場軟式野球場	足利市	
	バレーボール	(身)	宇都宮市清原体育館	宇都宮市
		(知)	宇都宮市体育館	宇都宮市
		(精)	佐野市アリーナたぬま	佐野市
サッカー (知)	真岡市総合運動公園陸上競技場 真岡市総合運動公園運動広場1	真岡市		



Ⅱ 準備運営計画

1 競技

全国から参加する選手が、快適な環境で競技を行えるよう、競技役員等の養成を行うとともに、安全で快適に大会を楽しむことができる会場づくりを進めるなど、円滑な競技運営を図ります。



(1) 参加選手団規模

選手 約 3,640 人

役員 約 2,000 人 (各都道府県、指定都市)

ア 個人競技参加選手数〔()内は延べ選手数〕

競技名	参加選手数	参加種目の内訳
陸上競技 (身・知)	960 人 (1,920 人)	競走競技(トラック競技) 跳躍競技、投てき競技
水泳 (身・知)	310 人 (620 人)	自由形、背泳ぎ、平泳ぎ、バタフライ、リレー、メドレーリレー
アーチェリー (身)	70 人 (70 人)	50m・30mラウンド 30mダブルラウンド
卓球 (身・知・精) 〔サウンドテーブルテニス(身)を含む〕	460 人 (460 人)	卓球 サウンドテーブルテニス
フライングディスク (身・知)	400 人 (800 人)	アキュラシー、ディスタンス
ボウリング (知)	200 人 (200 人)	
ボッチャ (身)	140 人 (140 人)	
合 計	2,540 人 (4,210 人)	

(注) 個人競技の参加申し込みは、「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則」に定めるところによります。



イ 団体競技参加チーム数及び選手数

競技名	区分	チーム数及び選手数
バスケットボール (知)	男女別	14 チーム (12 人) 168 人
車いすバスケットボール (身)	男女混合可	7 チーム (12 人) 84 人
ソフトボール (知)	男女混合可	7 チーム (15 人) 105 人
グラウンドソフトボール (身)	男女混合可	7 チーム (15 人) 105 人
フットベースボール (知)	男女混合可	7 チーム (15 人) 105 人
バレーボール	(身) 男女別	14 チーム (12 人) 168 人
	(知) 男女別	14 チーム (12 人) 168 人
	(精) 男女混合	7 チーム (12 人) 84 人
サッカー (知)	男女混合可	7 チーム (16 人) 112 人
合計		84 チーム 1,099 人

(注) 各競技とも、ブロック代表6、地元代表1の7チームを予定しています。



(2) 競技役員等の養成・編成

円滑な競技運営と、障害者スポーツの普及・振興を図るため、競技運営主管団体等の関係機関の協力のもと、競技役員及び競技補助員を養成・編成します。

ア 競技役員・競技補助員

競技名		競技役員 (人)	競技補助員 (人)	競技運営主管団体	協力 団体
個人競技 7 競技	陸上競技 (身・知)	370	200	一般財団法人 栃木陸上競技協会	高等学校・短期大学・大学・専修学校 等
	水泳 (身・知)	120	80	栃木県水泳連盟	
	アーチェリー (身)	40	100	栃木県アーチェリー協会	
	卓球 (身・知・精) 〔サウンドテーブルテニス(身)を含む〕	180	60	栃木県卓球連盟	
	フライングディスク (身・知)	130	190	栃木県障害者フライング ディスク協会	
	ボウリング (知)	40	30	栃木県ボウリング連盟	
	ポッチャ (身)	100	30	栃木県ポッチャ協会	
	小 計	980	690		
団体競技 7 競技	バスケットボール (知)	70	60	一般社団法人 栃木県バスケットボール 協会	
	車いすバスケットボール (身)	50	60		
	ソフトボール (知)	80	40		
	グラウンドソフトボール (身)	100	40	栃木県ソフトボール協会	
	フットベースボール (知)	70	40		
	バレーボール (身・知・精)	120	270	栃木県バレーボール協会	
	サッカー (知)	90	60	公益社団法人 栃木県サッカー協会	
	小 計	580	570		
合 計		1,560	1,260		

(注)「競技役員」は、競技運営、審判、競技記録等の業務を行います。

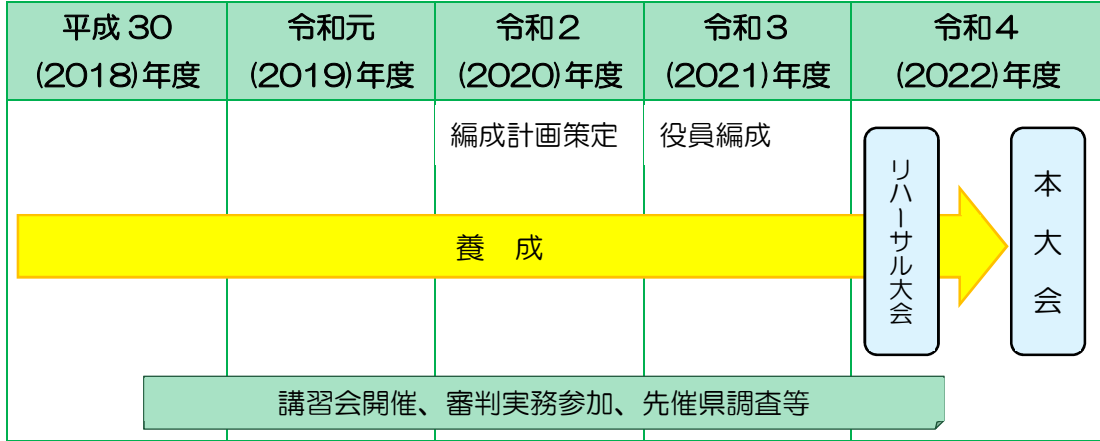
「競技補助員」は、競技役員の指示を受けて、競技運営の補助を行います。



イ 競技役員等の養成計画

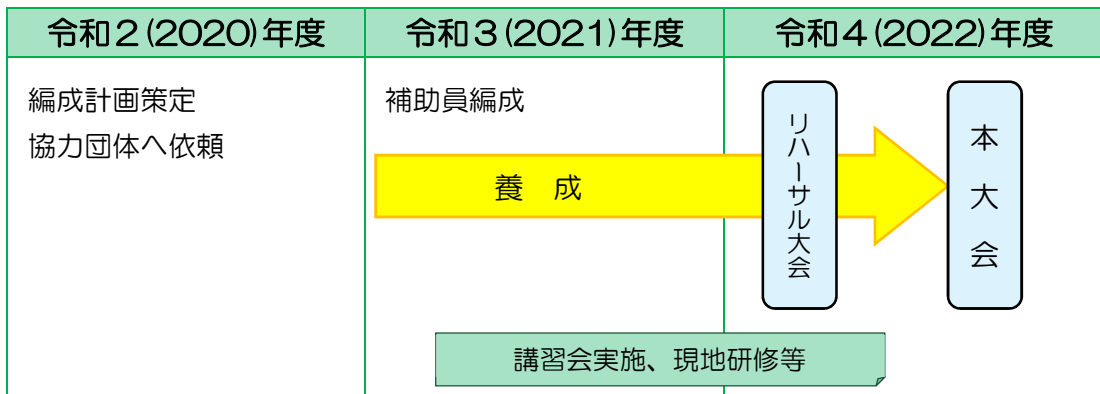
(ア) 競技役員

競技運営を円滑に実施するため、障害者スポーツに対応できる役員を養成します。



(イ) 競技補助員

競技役員の手配を受けて競技運営を補助する競技補助員を養成します。



(3) 競技運営

ア リハーサル大会

競技運営、審判技術等の向上を図るとともに、大会に対する県民の理解と関心を高めるために、リハーサル大会を実施します。

【期 日】 令和 4 (2022)年 5 月 21 日 (土) ~ 22 日 (日)

イ 全国代表者会議・監督会議

大会運営や競技運営を円滑に進めるため、各選手団代表者、監督等を対象に、大会全般の概要や競技規則などに関する会議を開催します。

【期 日】 令和 4 (2022)年 10 月 28 日 (金)

ウ 公式練習会

選手が十分に調整して競技に臨めるよう、公式練習日を設けます。

(ア) 期 日 令和 4 (2022)年 10 月 28 日 (金)

(イ) 練習会場 本大会の会場とします。

(ウ) 練習時間 あらかじめ競技・選手団ごとに指定します。

エ 競技記録、成績の収集及び発表

各競技の記録・成績の収集及び発表は、記録本部を設置し、インターネットなどを活用し、正確かつ迅速に行います。

オ 開始式及び表彰式

会場地市及び競技運営主管団体と協議のうえ、会場の特性や選手のコンディション等に配慮して、必要に応じて簡素に実施します。

カ 競技用具等の整備

競技用具及び運営用具については、競技運営主管団体と協議し、会場備え付けのもの、「いちご一会とちぎ国体」で使用したものを利用するほか、県内施設、各種団体及び民間業者からの借用あるいは購入により、競技運営に支障のないよう整備します。



(4) オープン競技

障害者スポーツの普及・振興並びに障害に対する理解を深めるため、大会期間中に正式競技以外の競技として、各主催団体が主体となって実施します。

競技名	主催団体	会場	所在地
卓球バレー(身・知・精)	栃木県卓球バレー協会	とちぎ福祉プラザ 障害者スポーツセンター (わかくさアリーナ)	宇都宮市
車椅子ダンス(身)	特定非営利活動法人 全日本車椅子ダンス協会	大平健康福祉センター (ゆうゆうプラザ)	栃木市

(5) 会場地設営等

大会に参加するすべての人が、安全で快適に大会を楽しむことができる会場づくりを目指します。

ア 基本目標

(ア) 利用しやすい会場づくり

段差解消のためのスロープや車椅子での利用が可能な広めのトイレ等の仮設物を設置するなど、すべての人にとって利用しやすい会場づくりを図ります。

(イ) 分かりやすい情報の提供

会場や会場周辺の多くの人が集まる場所において案内を行うボランティアの配置をはじめ、大きな文字やふり仮名を使用した案内看板や電光掲示板、ヒアリンググループの設置、インターネットによる情報発信など、すべての人に分かりやすい情報提供を図ります。

イ 整備の視点

(ア) 安全性

障害のある人をはじめ、参加者全員に配慮した動線の設定や区分けを行い、すべての人にとって安全な会場の整備に努めます。

(イ) 快適性

看板等の情報伝達設備や、スロープ、オストメイト対応の多目的トイレ等の設置を行い、参加者が快適に利用できる会場づくりに努めます。

(ウ) 簡素・効率化

既存の施設を最大限活用し、仮設物による対応を基本とします。
また、「いちご一会とちぎ国体」で利用した物品等を有効活用するなど、簡素・効率化に配慮した会場づくりに努めます。



2 式典

式典は、「いちご一会とちぎ国体」と連携し、「夢を感動へ。感動を未来へ。」のローガンのもと、障害の有無にかかわらず県民誰もが共に支え合う「共生社会」の実現に寄与することを目的とします。



(1) 開・閉会式

ア 参加者に配慮した式典運営

開・閉会式は、できるだけ簡素で効率的にし、十分な競技時間を確保するとともに、参加する選手・役員等の負担を軽減し、健康管理に十分配慮するものとします。

イ 式典催事の内容

式典催事は、障害のある人もない人も、大会に参加するすべての人が一体となって感動と喜びを共有できるものとします。

ウ 音楽・演技等の構成

式典音楽・式典演技等は、「いちご一会とちぎ国体」を基本として、開催基本方針を踏まえた構成とします。

エ 荒天時の対応

荒天時の開・閉会式については、規模を縮小して実施します。

オ リハーサルの実施

開・閉会式の円滑な運営を図るため、リハーサルを実施します。

カ 参加者への情報提供

式典に関する情報が、あらゆる人にわかりやすく提供できるように配慮します。

(2) 炬火

ア 炬火点火・納火

炬火は、開会式において主会場の炬火台に点火し、大会期間中、選手たちの活躍を見守り続けた後、閉会式において納火します。

イ 炬火イベント

全県的な大会機運の高揚と、障害に対する理解を深めるため、「いちご一会とちぎ国体」と連携した炬火を活用したイベントの実施を検討します。



3 宿泊等

大会参加者の宿泊施設の確保と障害特性に合った適切な配宿に努めるとともに、大会参加者及び一般観覧者の医事・衛生に万全を期します。



(1) 宿泊

大会参加者が心身ともに良好な状態で大会に臨めるよう、関係機関・団体等の協力を得て、おもてなしの心をもって快適な宿泊施設の確保に努めます。

ア 参加意向調査

宿泊施設ごとの受入数を調整するため、大会参加者の障害の程度や宿泊数等の調査を実施します。

イ 宿泊施設調査

大会参加者の特性に合った適切な配宿を行うため、宿舎の客室タイプや設備等の調査を実施します。

ウ 宿泊環境整備

大会参加者が快適に宿泊できるよう、宿泊施設のバリアフリー化について理解を求めるとともに、必要に応じてシャワーチェアや浴槽マットなどの宿泊を支援する用具を配置するほか、エレベーターに点字シールを設置するなど、障害特性に応じた宿泊環境の向上に努めます。

エ 宿泊料金の設定

「いちご一会とちぎ国体」との連携を図り、関係団体等と協議の上、宿泊料金を設定します。

オ 配宿

大会参加者の障害の程度や会場までの交通、大会スケジュールなどに配慮した配宿に努めます。



カ 接遇講習会

大会参加者へのサービスの向上と真心あふれるおもてなしを実践するとともに、障害者への合理的配慮を推進するため、宿泊施設の従事者を対象とした接遇講習会を実施します。

キ 食事

大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、豊かな自然と良質な水に育まれた栃木県産の様々な食材を利用した郷土色豊かな「いちご一会とちぎ国体」の献立を準用します。

《宿泊者数（想定）》

選手団	大会関係者
約5,640人	約1,500人
1日最大7,140人	延べ30,000人程度

(2) 医事・衛生

大会参加者及び観客の安全と健康のため、関係機関及び団体等の協力を得て、医療救護や防疫の体制を整えます。

また、食品衛生の徹底を図り、会場の清掃や廃棄物の適切な処理を行い、清潔で快適な環境を整えます。



4 輸送・交通等

大会参加者及び一般観覧者の安全かつ確実な輸送を行うよう努めるとともに、観光情報など栃木県の魅力に触れる機会を提供します。



(1) 輸送

大会参加者及び一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、道路及び交通状況を十分考慮した輸送体制の整備に努めます。

ア 全国輸送

全国から来県する大会参加者の集合・解散は、自由集合・自由解散とします。また、関係機関等の協力を得て、安全かつ円滑な輸送の確保に努めます。

イ 県内輸送

大会参加者については、借上バス・タクシーなどにより計画的に輸送を行います。その際は必要に応じて、低床バスや福祉車両等バリアフリーに対応した車両を活用します。

また、一般観覧者については、公共交通機関の利用やシャトルバスの運行等により円滑な輸送に努めます。

ウ 車両及び駐車場

大会参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両については、関係機関等の協力を得て、その確保に努めます。また、大会参加者及び一般観覧者の駐車場や乗降場を確保し、輸送の円滑化に努めます。

エ 交通安全対策

大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等はもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じた適切な対策を講じます。

(2) 観光

全国から来県した大会参加者や一般観覧者に、栃木県の魅力に触れる機会を提供し、空き時間を利用しての観光や買い物を積極的にサポートするため、関係団体との連携のもと、観光や県産品の情報提供を行います。



5 県民運動

「いちご一會とちぎ国体」と一体となり、県民一人ひとりが「いちご一會とちぎ大会」への理解を深め、様々な形で参加、協力することにより、県民すべてが夢と希望を抱き、感動を分かち合うとともに、来県者をおもてなしの心で温かく迎える大会の実現を目指して展開します。

また、「いちご一會とちぎ大会」の開催を契機に、障害者スポーツのより一層の普及・振興を図るとともに、障害の有無に関わらず県民誰もが共に支え合う「共生社会」の実現を目指すことを目的とします。



(1) 基本目標

- ア** すべての県民が両大会のイベントやボランティア活動などに主体的に参加し、地域が一体となって大会を盛り上げます。
- イ** すべての県民が来県者を心のこもった温かいおもてなしで迎えます。
- ウ** すべての県民が障害者スポーツとの様々な関わりを通じて、障害者スポーツに対する意欲や関心を高め、障害者スポーツ活動に親しみます。
- エ** すべての県民が障害や障害者に関する理解を深め、障害のある人もない人も共に支え合う心を醸成します。
- オ** すべての県民が来県者との交流を通じて、多彩な栃木県の魅力を発信します。

(2) 運動の進め方

- ア** 県民運動は、県民一人ひとりの様々な活動への自発的、積極的な参加を基本として推進します。
- イ** 関係機関・団体、学校、企業、NPO、ボランティア等は、県民運動の担い手として普及・啓発を行うとともに、それぞれが連携を図りながら、自主的な活動を積極的に行います。
- ウ** 県実行委員会は、「いちご一會とちぎ国体」と一体となった普及・啓発活動を行うとともに、市町村や各種団体等と連携を図り、全県的な運動の展開を支援します。
- エ** 市町村実行委員会等は、県民運動の普及・啓発活動を行うとともに、地域住民や各種団体等と協力して、地域の特性に応じた活動を推進します。



(3) 児童生徒等の参加の促進

児童生徒等が障害や障害者に対する理解を深めるとともに、障害者スポーツの普及を図るため学校等と密接に連携し、式典への参加や競技会場での応援等、「いちご一会とちぎ大会」への参加を促進します。

(4) ふれあい広場の設置

県、会場地市町村、福祉関係団体、ボランティア団体等と連携し、開・閉会式会場及び競技会場に「ふれあい広場(仮称)」を設置します。

- ア 障害者就労支援事業所が提供する物品の販売を通じた障害福祉の普及・啓発活動
- イ レクリエーションなどを通じた県民と選手の交流活動
- ウ 栃木県の自然・文化・歴史の紹介や、県産品の販売等による魅力発信



6 ボランティア

大会参加者や一般観覧者に対して、心のこもったボランティア活動を展開するため、大会参加者や一般観覧者を温かくもてなす「大会運営ボランティア」をはじめ、手話や要約筆記等の専門技能で情報提供を行う「情報支援スタッフ」、選手団と行動を共にし、選手の実力を最大限に引き出す「選手団サポーター」など、各種ボランティアを計画的に養成します。



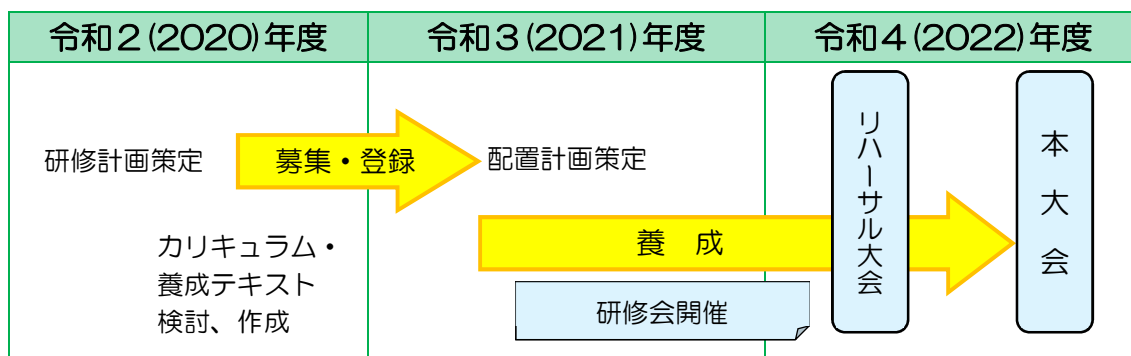
(1) 大会運営ボランティア

大会参加者及び一般観覧者をおもてなしの心でお迎えするため、「いちご一会とちぎ国体」と一体となって、大会運営ボランティアを広く県民から募集します。

ア 種別及び内容

種別	内容	人数
案内・介助	総合案内所などでの案内・誘導・介助	3,500人
会場整理	観客の改札、案内、誘導等	
会場美化	飾花の管理、会場内の清掃等	
会場サービス	弁当・飲み物の配布等	
式典	開・閉会式の式典補助	
ふれあい広場	ふれあい広場の運営補助等	

イ 養成スケジュール



(2) 情報支援スタッフ

聴覚障害者への情報保障を図るとともに、すべての人に分かりやすい情報提供を行うため、関係団体等の協力を得ながら、各種情報支援スタッフを養成します。

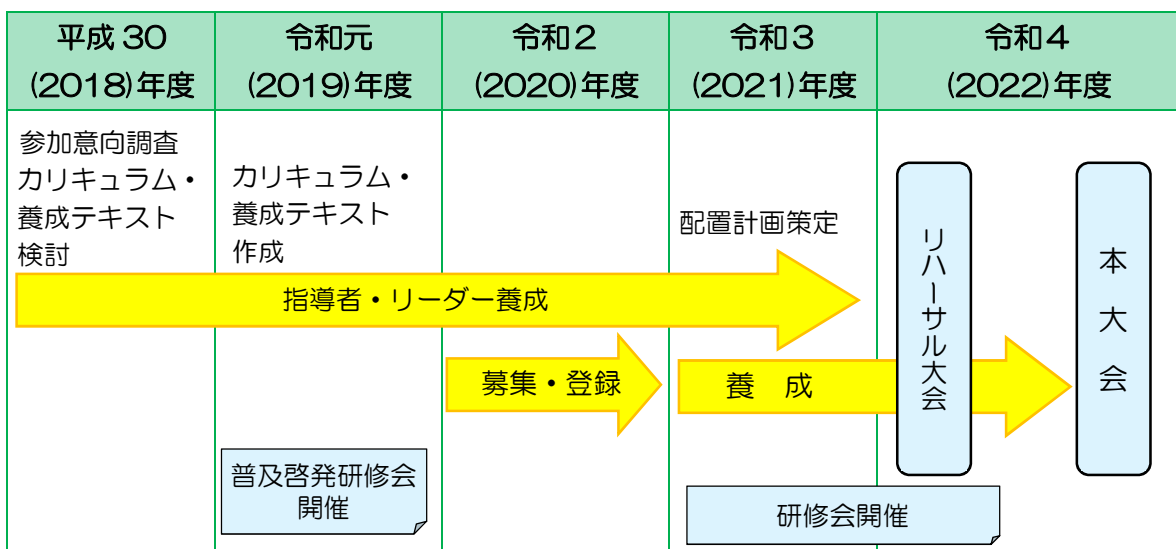
ア 種別及び内容

種別		内容	人数	
手話		手話による情報の提供及びコミュニケーション保障	400人	
要約筆記	手書き	ノートテイクやホワイトボードを使用した情報の提供	150人	200人
	パソコン	パソコンに入力したデータ情報による情報の提供	50人	
合計			600人	

イ 養成協力団体

- ・社会福祉法人栃木県社会福祉協議会とちぎ視聴覚障害者情報センター
- ・一般社団法人栃木県聴覚障害者協会
- ・特定非営利活動法人栃木県中途失聴・難聴者協会
- ・栃木県手話通訳士協会
- ・特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会栃木県支部
- ・栃木県手話通訳問題研究会

ウ 養成スケジュール



(3) 選手団サポーター

大会に参加する選手及び役員の介助・誘導等のサポートを行い、大会運営の円滑化を図るとともに、選手との交流を通して次世代の若者が障害のある人への理解を深め、大会終了後も、様々なボランティアとして地域で活躍するきっかけとなるよう、学生等で構成する選手団サポーターを養成します。

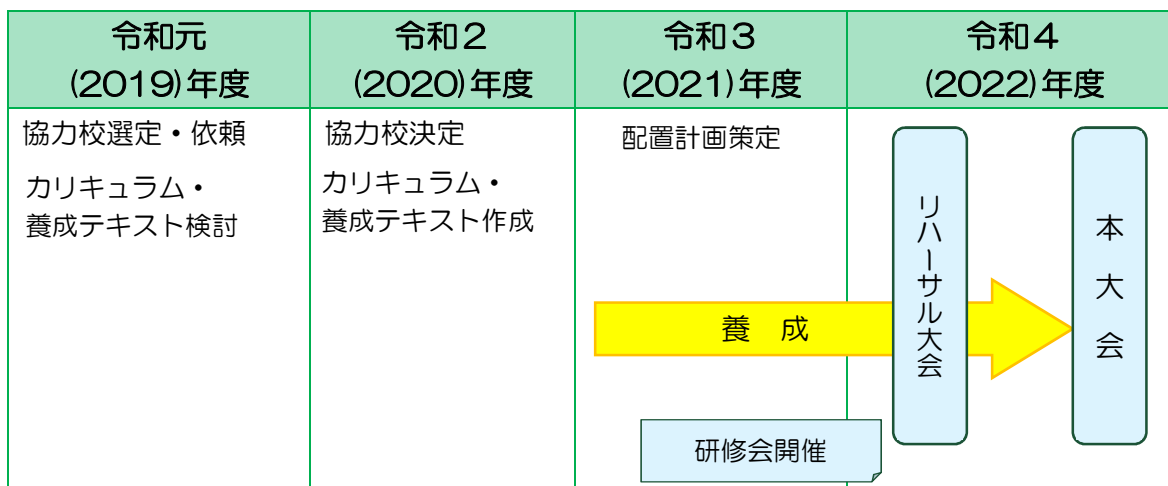
ア 種別及び内容

種別	内容	人数
選手団サポート	選手団の歓送迎・介助・誘導・交流等	800人

イ 養成協力団体

大学・専修学校 等

ウ 養成スケジュール



7 広報・報道

大会の開催意義を広く県民に周知し、障害や障害者への理解を深め、大会への参加意識の高揚と県民総参加の実現を図るとともに、大会開催と栃木県の多彩な魅力を国内外に発信するため、「いちご一会とちぎ国体」と一体となり、積極的な広報活動を展開します。また、各報道機関が円滑な報道取材を行えるよう準備します。



(1) 広報活動

「いちご一会とちぎ国体」と一体となり、計画的かつ効果的な広報活動を展開することにより、大会開催の意義や県民運動の周知を図ります。

ア 各種の広報媒体を活用した効果的な広報の展開

ポスター、リーフレット、屋外広告物、テレビ、新聞、インターネット等の多様な媒体を活用し、障害のあるなしに関わらず、あらゆる人にとっての使いやすさ、分かりやすさに十分配慮するとともに、各段階に応じた効果的な広報を展開します。

イ イベント等を利用した大会開催機運の醸成

関係団体の協力を得て、各地で実施される各種イベント等を活用したPRに努めるなど、大会開催機運の醸成を図ります。

ウ 大会の愛称等の積極的な活用

大会の愛称、スローガン、マスコット、イメージソング等を積極的に活用し、広く周知を図るとともに、親しみやすい大会を演出します。

エ 「いちご一会とちぎ国体」との連携

「いちご一会とちぎ国体」と一体となり、大会開催機運の醸成や県民運動の効果的な推進を図ります。

(2) 大会の記録

大会の記録映像及び記録写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめるとともに、障害者スポーツの振興及び障害に対する理解の促進や差別解消の推進に活用します。

(3) 報道取材

全国から参集する報道関係者の取材活動に対応するため、「いちご一会とちぎ国体」と合同で「報道委員会」を設置し、報道に関する調整を図ります。



8 運営・調整

大会全般の円滑な運営を確保するため、次の業務を実施します。



(1) 安全確保

関係機関・団体の緊密な連携のもと、開・閉会式会場、各競技会場における大会期間中の参加者の安全確保を図ります。

ア 会場等の警備

事件・事故等の未然防止に努めるとともに、緊急時における措置について万全を期します。

イ 交通対策

大会期間中の交通安全の確保を図るため、県民の協力を求めるとともに、実情に応じて適切な措置を講じます。

ウ 消防・防災

非常時における措置について万全を期すとともに、火災などの未然防止及び発生時の被害軽減対策に努めます。

(2) 服飾

大会全般の円滑な運営を確保するために、実施本部員、各種ボランティア等大会関係者の役割が識別できる服飾を整備します。

(3) 傷害保険等

大会の開催準備又は大会期間中の不測の事態に対応するため、傷害保険等に参加し、万一の事態に備えます。

(4) 大会メダル・参加章

大会メダルを作成し、1位から3位までに入賞した選手に授与します。
また、大会への参加と協力を末永く記念として残すため、参加章を作成し、選手・役員等に贈ります。

デザインは、「いちご一会とちぎ国体」と統一性を図ります。



参考資料

平成 23 年 6 月 24 日公布
平成 23 年法律第 78 号
平成 23 年 8 月 24 日施行

スポーツ基本法（一部抜粋）

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第 26 条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和 2 年 8 月 8 日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和 40 年 5 月 24 日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。



全国障害者スポーツ大会開催基準要綱

1. 総則

全国障害者スポーツ大会（以下、「大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準を定める。

2. 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3. 回数

大会は、平成13年に開催された大会をもって第1回大会とし、これより起算し暦年を基準に回数を順次付すものとする。

4. 大会の主催者

大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下、「日障協」という。）、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び市町村（指定都市を除く。）並びにその他の関係団体とする。なお、日障協及び文部科学省を総称して「中央主催者」、開催地における主催者を総称して「開催地主催者」とし、その開催地主催者の代表は、都道府県とする。

5. 大会開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- (2) 大会は、毎年実施される国民体育大会本大会の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。
- (3) 大会の会期は、国民体育大会本大会の開催決定にあわせて、開催3年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。
- (4) 大会における競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体及び日障協登録競技団体等が主管する。
- (5) 大会における競技施設は、原則として、国民体育大会本大会の会場を使用する。

6. 実施競技

- (1) 実施競技は、別途定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」（以下、「競技規則」という。）に定められた個人競技及び団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗とする。
なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。
- (2) 各競技における実施種目は、競技規則に定められた競技・種目とする。
なお、競技規則に定められた競技・種目のうち、開催地の立地条件等から実施困難なものがある場合は、あらかじめ主催者間で協議し、実施しないことができる。
- (3) 競技規則に定める競技・種目については、日障協が設置する全国障害者スポーツ大会大会委員会（以下、「大会委員会」という。）で協議し、適用する開催年の5年前までに日障協が決定する。



- (4) 個人競技における出場種目の決定並びに個人競技及び団体競技の組み合わせは、開催地主催者が行うものとする。
- (5) 個人競技の組み合わせは、次により行うものとする。
- ① 原則として男女別とする。
 - ② 競技規則に定める年齢区分及び障害区分の両方が同一の区分（以下、「同一区分」という。）の者毎に行うものとする。
ただし、同一区分の選手が少ない等の理由により、これにより難しい場合は、同一区分以外の者と同一組で競技させることができる。
- (6) 順位は各組毎に決定する。ただし、同一区分以外の者と同一組で競技させた場合は、同一区分の者毎に決定する。
- (7) いかなる者も組み合わせ及び障害区分の適用については、抗議できないものとする。

7. 参加資格

- (1) 大会の参加者は、都道府県・指定都市選手団、大会役員及び競技役員とする。
- (2) 出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。
- ① 年齢は毎年4月1日現在で13歳以上とする。
 - ② 資格要件は次のとおりとする。なお、「その取得の対象に準ずる障害」については、別途細則に定める。
 - ア) 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - イ) 知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
 - ウ) 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
 - ③ 申し込み時に参加する都道府県・指定都市に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし学校に通学している者及び施設に入所・通所している者は、その学校及び施設の所在地の都道府県・指定都市でも参加できるものとする。

8. 都道府県・指定都市の選手及び役員数

- (1) 個人競技の選手出場枠は、主催者が決定し、各都道府県・指定都市に通知する。
- (2) 団体競技の選手出場枠は次のとおりとする。
- ① 身体障害者が行う競技
車いすバスケットボール12名以内、グランドソフトボール15名以内、バレーボール男子・女子各12名以内
 - ② 知的障害者が行う競技
バレーボール男子・女子各12名以内、ソフトボール15名以内、バスケットボール男子・女子各12名以内、サッカー16名以内、フットベースボール15名以内
 - ③ 精神障害者が行う競技
バレーボール12名以内



(3) 個人競技の役員数については、選手10名までは10名以内とし、選手が10名を超える場合は超えた選手3名につき1名を増員できる。

また、団体競技に出場する都道府県・指定都市は上記役員数に、車いすバスケットボール3名以内、バレーボール男子・女子各3名以内、ソフトボール3名以内、バスケットボール男子・女子各3名以内、サッカー3名以内、フットベースボール3名以内、グランドソフトボール7名以内の役員を加えることができる。

(4) 役員数は上記で算定した範囲以内とするが、出場選手の障害程度等により、これにより難しい場合は、開催地主催者と協議のうえ増員することができる。

9. 各都道府県・指定都市における出場選手の選考

各都道府県・指定都市における、出場選手の選考に当たっては、各都道府県・指定都市で選手選考規定を定め、障害者団体、障害者スポーツ関係者等からなる選手選考委員会等により選考し、決定するものとする。

なお、選考の際には、大会出場未経験者の出場にも配慮し、選考を行うものとする。

また、都道府県・指定都市においては、地域の障害者スポーツの振興を図る観点からも予選会を開催する等、選手選考に配慮することとする。

10. 参加申込

(1) 個人競技の出場申し込みは、競技規則<別表1>に示された競技の中から、1競技を選ぶものとし、実施種目が複数ある競技については次のとおり選択して申し込むことができる。

① 陸上競技及び水泳は、リレー種目を除き第3希望までの種目を選択する。なお、リレー種目はこれとは別に選択する。

② フライングディスクは、アキュラシーのディスクリート5またはディスクリート7のいずれか及びディスタンスの2種目を選択する。

③ アーチェリーは、リカーブ部門またはコンパウンド部門のいずれかの1種目を選択する。

(2) 開催地主催者は、申し込まれた種目の中から出場種目を決定し、派遣者に通知する。

(3) 出場種目は2種目以内（リレー種目に出場する場合は3種目以内）とする。

ただし、地理的条件等何らかの理由により、出場競技・種目に制限を加える等の必要がある場合には、主催者で協議のうえ決定することができる。

(4) 団体競技に出場する選手は、個人競技には出場できないものとする。

(5) 団体競技に出場するチームは次のとおりとする。

① 開催地都道府県・指定都市の代表チーム

② 別途定める細則に基づくブロック予選会により決定した都道府県または指定都市の代表チーム

③ 指定都市及びその指定都市のある道府県において、単独で代表チームの編成が出来ない場合に限り、道府県と指定都市の合同チームとしての出場を認める。ただし、その場合はブロック予選会から合同チームとして出場しなければならない。

11. 選手団の派遣及び費用

(1) 選手団は、都道府県・指定都市（以下、「派遣者」という。）が派遣する。

(2) 派遣者は、開催地主催者に対し、所定の手続きをもって選手団及び出場選手の競技・種目の申し込みを行うものとする。



(3) 選手団の派遣に要する費用は、派遣者が負担する。

12. 健康・安全管理

選手団の健康・安全管理については、派遣者において十分配慮するものとし、主催者においては、応急の処置のみを行うものとする。

13. 競技規則

大会の適用規則は、開催年の競技規則と大会申し合わせ事項による。

14. 表彰

- (1) 個人競技については、各組単位で、原則として同一区分毎に1位から3位までの選手にメダルを授与する。
- (2) 団体競技については、優勝チームに賞状、優勝杯等、2位、3位のチームに賞状、1位から3位までの選手にメダルを授与する。

15. 式典

開会式及び閉会式は、できるだけ簡素なものとする。

16. 大会開催の可否決定

大会開催県が、大会開催時までには又は会期中に不慮の災害にあった場合、主催者間で協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。

17. 大会役員

大会役員は概ね次のとおりとする。

- ①名誉会長 文部科学大臣
- ②名誉副会長 日本障がい者スポーツ協会会長
スポーツ庁長官
スポーツ庁次長
- ③大会会長 開催地都道府県知事
- ④代表副会長 開催地指定都市市長

- ⑤副 会 長 日本障がい者スポーツ協会副会長
スポーツ庁審議官
開催地都道府県・指定都市の議会議長
開催地市町村長及び市町村議会議長
開催地都道府県・指定都市の副知事及び副市長
開催地都道府県・指定都市社会福祉協議会会長
開催地都道府県・指定都市障害者スポーツ協会会長
開催地都道府県・指定都市身体障害者団体連合会会長
開催地都道府県・指定都市手をつなぐ育成会会長
開催地都道府県知的障害者福祉協会会長
開催地都道府県精神障害者スポーツ推進協議会の長
- ⑥顧 問 文部科学副大臣
文部科学大臣政務官



文部科学事務次官
 文部科学審議官
 文部科学省大臣官房長
 開催地都道府県選出の国会議員
 日本スポーツ協会会長
 全国社会福祉協議会会長
 日本身体障害者団体連合会会長
 全国手をつなぐ育成会連合会会長
 日本知的障害者福祉協会会長
 日本精神保健福祉連盟会長
 JKA 会長
 日本医師会会長
 支援自衛隊代表者
 開催地都道府県・指定都市の報道機関の代表者
 開催地都道府県の競技団体代表者
 開催地都道府県の体育（スポーツ）協会会長
 中央競馬馬主社会福祉財団理事長
 ⑦参 与 日本障がい者スポーツ協会理事、監事並びに評議員
 スポーツ庁健康スポーツ課長
 スポーツ庁競技スポーツ課長
 スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室長
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長
 開催地都道府県・指定都市議会議員
 開催地都道府県の公安委員会委員長
 開催地都道府県・指定都市の教育委員会教育長
 開催地都道府県単位の関係団体の代表者
 日本パラ陸上競技連盟会長
 日本知的障害者陸上競技連盟会長
 日本身体障がい者水泳連盟会長
 日本知的障害者水泳連盟会長
 日本身体障害者アーチェリー連盟会長
 日本肢体不自由者卓球協会会長
 日本視覚障害者卓球連盟会長
 日本知的障害者卓球連盟会長
 日本障害者フライングディスク連盟会長
 日本FID バスケットボール連盟会長
 日本車いすバスケットボール連盟会長
 日本知的障がい者ソフトボール連盟会長



全日本グランドソフトボール連盟会長
 日本知的障がい者サッカー連盟会長
 日本知的障がい者フットベースボール連盟会長
 日本盲人会連合スポーツ協議会会長
 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会委員長
 全日本知的障がい者スポーツ協会会長
 日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会委員長

※ 競技団体の並びに関しては、競技規則集の記載順として整理した。

18. 宿舎

開催地主催者は、競技別参加者の宿舎について、障害、会場までのアクセス等を十分に配慮して選定し、配宿するものとする。

19. 交通

開催地主催者は、できる限り競技別参加者の移動について交通上の利便をはかるものとする。

20. 協議

本要綱において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、大会委員会において協議し、中央主催者が決定するものとする。

21. 要綱の改廃

本要綱の改廃は、大会委員会の決議を経て、中央主催者が決定する。

付則

- 1 平成12年1月5日 制定
- 2 平成13年2月8日 改正
- 3 平成14年2月8日 改正
- 4 この開催基準要綱は平成14年に開催される第2回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 5 平成15年3月3日 改正
- 6 この開催基準要綱は平成15年に開催される第3回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 7 平成17年4月1日 改正
- 8 この開催基準要綱は平成17年に開催される第5回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 9 平成19年3月6日 改正
- 10 この開催基準要綱は平成19年に開催される第7回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 11 平成20年4月1日 改正
- 12 この開催基準要綱は平成20年に開催される第8回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 13 平成21年4月1日 改正
- 14 この開催基準要綱は平成21年に開催される第9回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 15 平成22年4月14日 改正
- 16 この開催基準要綱は平成22年に開催される第10回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 17 平成23年4月1日 改正



- 1 8 この開催基準要綱は平成23年に開催される第11回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 1 9 平成24年4月1日 改正
- 2 0 この開催基準要綱は平成24年に開催される第12回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 2 1 平成25年4月1日 改正
- 2 2 この開催基準要綱は平成25年に開催される第13回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 2 3 平成26年4月1日 改正
- 2 4 この開催基準要綱は平成26年に開催される第14回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 2 5 平成27年4月1日 改正
- 2 6 平成27年10月1日 改正
- 2 7 この開催基準要綱は平成27年に開催される第15回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 2 8 平成28年4月1日 改正
- 2 9 この開催基準要綱は平成28年に開催される第16回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 3 0 平成29年4月1日 改正
- 3 1 この開催基準要綱は平成29年に開催される第17回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 3 2 平成30年4月1日 改正
- 3 3 この開催基準要綱は平成30年に開催される第18回全国障害者スポーツ大会から適用する。
- 3 4 平成31年4月1日 改正
- 3 5 この開催基準要綱は2019年に開催される第19回全国障害者スポーツ大会から適用する。





令和2 (2020)年 3月発行

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会
(栃木県国体・障害者スポーツ大会局)

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20

T E L : 028-623-3844

F A X : 028-623-3527

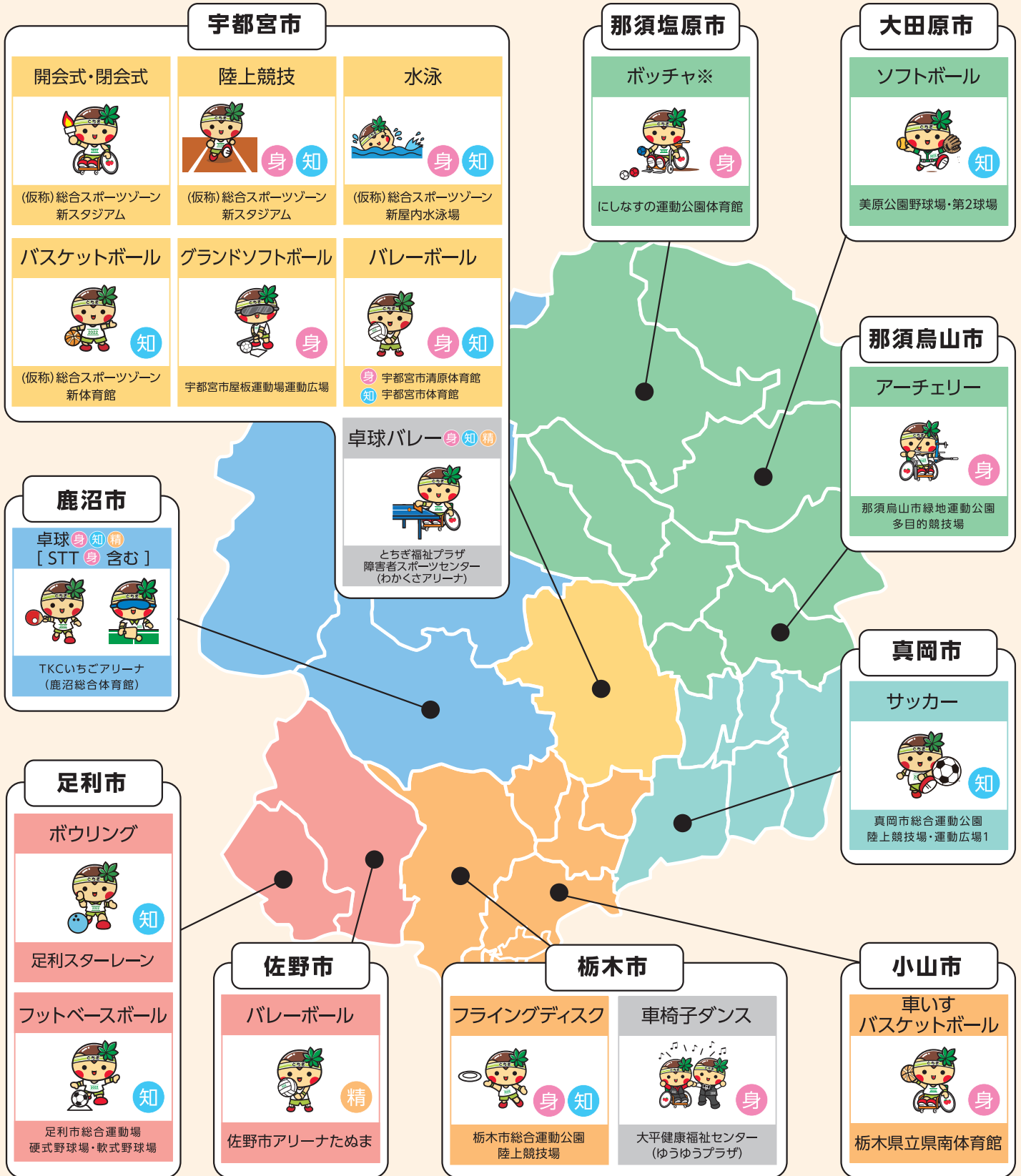
E-mail : somukikaku@pref.tochigi.lg.jp

U R L : <https://www.tochigikokutai2022.jp>

いちご一会とちぎ大会

検索

Web サイト	Facebook	Twitter	Instagram
			



正式競技(14競技)

- = 身体障害者が出場できる競技
- = 知的障害者が出場できる競技
- = 精神障害者が出場できる競技

- = オープン競技(2競技)
- ※2021年から正式競技に追加

